

広島市告示(佐伯区)第52号
令和7年5月2日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年5月2日から同月16日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

路線の 種 類	路線名	供 用 開 始	供 用 開 始 の 期 日
市 道	佐 伯 4 区 吉見穴の口線	佐伯区楽々園四丁目444番11地先 から 佐伯区楽々園四丁目444番11地先 まで	令和7年5月2日